

不要になった消火器の処分方法

○消火器は一般家庭ごみとして回収に出すことは出来ません、また、消防署で引き取ることも出来ません。

○新規に購入する場合、購入した消火器と同量の古い消火器を引取ってくれる店舗もあります。（こちらは消火器を販売している店舗にお問い合わせください。）

○現在は使用期限をむかえた消火器を安全に回収して、その部品をリサイクルするシステムが運用開始されています。全国的に老朽化して腐食や外形が変形した消火器の使用による事故が相継いでいますので、そのような消火器は絶対に使用しないようにしましょう。

※消火器のリサイクル処分は（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して行っています。

※消火器リサイクルシステムの流れには主に3つの方法があります。

1. 特定窓口引取りを依頼する。
2. 特定窓口・指定引取場所に直接持ち込む。
3. ゆうパックで回収を依頼する。（法人からの依頼は不可です。）

※消火器の廃棄を依頼するには、リサイクルシールを購入し貼付する事が必要です。

2010年1月以降に製造されたものは消火器リサイクルシール付で販売されています。

なお、回収方法によって、収集運搬・保管費用などの諸費用が必要です。

※リサイクル処分希望の方は必ず事前に（株）消火器リサイクル推進センター又は下記業者等に問い合わせてください。

（平成27年6月1日現在）

名取市内の特定窓口

有限会社東北防災センター

名取市植松四丁目3番3号

TEL 022-384-3990

名取市近隣の指定引取場所

マルヤマエクセル株式会社 東北営業所

仙台市太白区柳生二丁目23番1号

TEL 022-748-4515

詳しいリサイクルシステムの内容及び最新特定窓口・指定取引所に関する問い合わせ先

（株）消火器リサイクル推進センター（電話 03-5829-6773）

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、休日及び12:00～13:00を除く）

ホームページ [\(http://www.ferpc.jp/\)](http://www.ferpc.jp/)